

○総務省告示第二百八十六号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第六条第二項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第二百二十九号（電波法第三十五条第一号の予備設備を備えている義務船舶局等の無線設備の機能試験の方法を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

令和七年八月二十五日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前	
機能試験の方法は、次の表の上欄に掲げる無線設備の機器について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。					
無線設備の機器	一 送信設備及び受信設備の機器	1 送信装置	免許記録に記載された通信の相手方へ音声の送信を行い、又は擬似空中線回路を用いて直ちに使用できる状態にあるかを確かめる。	一 [同上]	1 [同上]
	機能試験の方法	[略]		無線設備の機器	機能試験の方法
		[略]			
備考 表中の「」の記載は注記である。				[同上]	